

古物標識等申込書

お申込日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

- 古物商許可標識 古物市場主許可標識
 古物商行商従業者証 (行商従業者の写真台紙を添付して下さい。)

公益社団法人 滋 賀 県 防 犯 協 会

(フリガナ) 許可証記載の 古物商の氏名 又は名称	(古物商許可証又は古物市場主許可証記載の氏名又は名称を記入して下さい)
許可証記載の 古物商の住所 又は居所	〒
連絡先(電話番号)	携帯： _____
都 道 府 県 公 安 委 員 会 許 可 証 番 号	都道府県名 (_____)公安委員会許可第 号
主として取り扱 う古物の区分	01. 美術品類 02. 衣類 03. 時計・宝飾品類 04. 自動車 05. 自動二輪車及び原動機付き自転車 06. 自転車類 07. 写真機類 08. 事務機器類 09. 機械工具類 10. 道具類 11. 皮革・ゴム製品類 12. 書籍 13. 金券類 (主として取り扱う物の区分を1つ選択して数字を○で囲んで下さい)

申 込 数	
許 可 標 識	枚
従 業 者 証	人分

管轄署	警察署
-----	-----

【記載要領】

1. 許可に必要な標識について、古物商許可標識か、古物市場主許可標識かのいずれかの「口」にし点を付けてお申し込み下さい。
 2. 従業者様が行商に従事されるときには、古物商行商従業者証が必要になりますので、同一申込用紙の古物商行商従業者証の「口」にし点を付けてお申し込み下さい。
従業者証をお申込の際には、行商従業者の「写真台紙」を添付して下さい。
 3. 記載する文字は楷書ではっきりと記入して下さい。
 4. 住所の番地表示は、例えば「一丁目2番3号」なら、「1-2-3」と記入して下さい。
- ※ お申込は、ファックスでも郵送でも受け付けています。

【お申込先】

〒520-8501
 滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部北棟内
 公益社団法人 滋賀県防犯協会
 電話番号 077-525-6529 申込書送付FAX番号 077-525-6556

古物関係物品価格表

★古物商・古物市場主許可標識 1枚 2,600円 (送料・税込み) 内訳 単価(税込み) 2450円 送料 150円

(郵送時の送料と振込金額)

* 送料 5枚毎に150円加算

* 振込金額 = 許可標識申込数 × 2,450円 + 送料

(例) 申込1枚の場合 2,600円(内訳: 許可標識1枚2,450円 + 送料150円)

申込6枚の場合 15,000円(内訳: 許可標識6枚14,700円 + 送料300円)

◎ 振込手数料は、申込者様の負担とさせていただきます。

基本送料

申込枚数	送料
1～5枚	150円
6～10枚	300円

★古物商行商従業者証 1枚 1000円 (送料・税込み) 内訳 単価(税込み) 870円 送料 130円

(郵送時の送料と振込金額)

* 送料 10枚毎に130円加算

* 振込金額 = 従業者証申込数 × 870円 + 送料

(例) 申込1枚の場合 1,000円(内訳: 従業者証1枚870円 + 送料130円)

申込11枚の場合 9,830円(内訳: 従業者証11枚9,570円 + 送料260円)

◎ 振込手数料は申込者様の負担とさせていただきます。

基本送料

申込枚数	送料
1～10枚	130円
11～20枚	260円

[代金払込 取扱金融機関 口座]

払込先名義 公益社団法人 滋賀県防犯協会

ゆうちょ銀行大津支店

滋賀銀行 県庁支店

口座記号		口座番号	種別	店番	普通預金番号
00960	- 4 -	112164	普通	160	376026

公益社団法人 滋賀県防犯協会 滋賀県風俗環境浄化協会
〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部北棟

お問合せ先
電話番号 077-525-6529
FAX番号 077-525-6556
E-mail: info@bouhan-shiga.or.jp

(2021年1月28日修正)

【参考】

古物営業法では、

① 古物商・古物市場許可標識の提示

法第12条第1項において、古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

② 古物商行商従業者証の携帯・提示

- 法第11条第2項（携帯）において、古物商は、その代理人、使用人その他の従業者に行商をさせるときは、当該代理人等に、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業者証を携帯させなければならない。

- 法第11条第3項（提示）において、古物商又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から許可証又は前項の行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない

と規定されています。